

○駒澤大学総合情報センター規程

平成9年10月1日

制定

(設置)

第1条 駒澤大学(以下「本学」という。)に、駒澤大学総合情報センター(以下「センター」という。)を設置する。

(目的)

第2条 センターは、本学の情報システムを統括し、適正に管理・運用することによって教育・研究活動の高度化を図るとともに、業務の効率化及び活性化を実現することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報システム及びネットワークの維持並びに管理に関すること。
- (2) 情報システム及びネットワークの開発・更新並びに立案に関すること。
- (3) 情報処理教育及び情報システムを利用する教育の支援に関すること。
- (4) 駒澤大学情報システム委員会の付託に基づく事項に関すること。
- (5) 情報処理関連の研究会、講習会、講演会の企画及び開催に関すること。
- (6) 学生、教員、職員及びその他の利用者に対する支援並びに相談受付に関すること。
- (7) 情報関連の資料、文献の収集及び交換、センターの紹介資料の作成並びにセンター業務の広報に関すること。
- (8) その他情報処理教育及び情報システムに関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長 1人
- (2) 副所長 1人
- (3) 職員 若干人

(所長)

第5条 所長は、センターを代表し、その業務を統括する。

- 2 所長は、本学専任教授の中から学長が委嘱する。
- 3 所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学長が退任したときは、所長は、前項の規定にかかわらず退任するものとする。

(副所長)

第5条の2 副所長は、所長を補佐し所長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(職員)

第6条 職員は、所長の指示によりセンターの業務を行う。

(運営委員会)

第7条 センターの業務及び管理運営に関する事項を協議するため、駒澤大学総合情報センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(構成)

第8条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 所長
 - (2) 各学部等及び法科大学院から選出された者 各1人 計9人
 - (3) 総務部、人事部、経理部、管財部、入学センター、教務部、学生部、キャリアセンター、保健管理センター、図書館及び国際センターから選出された者 各1人 計11人
- 2 運営委員会の委員長は、所長とする。
 - 3 第1項第2号及び第3号によって選出された委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 欠員を補充するために選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 運営委員会に幹事若干人を置く。

(協議事項)

第9条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 情報システム及びネットワークの運営・管理に関する事項
- (2) 情報システム及びネットワークの利用に関する事項
- (3) 情報システム及びネットワークの更新・立案に関する事項
- (4) 情報システムを活用した授業支援に関する事項
- (5) その他、運営委員会が必要と認めた事項

(運営)

第10条 運営委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって、成立する。
- 3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 4 委員長は、委員の4分の1以上の同意のもとに委員からその招集及び開催を求められた場合、直ちにその手続をとらなければならない。
- 5 運営委員会は、前条に定める事項を協議するため、小委員会を設けることができる。
- 6 運営委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経なければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な規定は、運営委員会がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 駒澤大学総合情報センターを英語で表記する場合は、Komazawa University Information Network Centerとする。
- 3 この規程の施行に伴い、情報教育センター運営委員会規程(平成4年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。